



マイシティライフ 226号

令和2年3月1日発行
(年2回発行)

悪質商法などの手口や、製品の正しい使い方など

毎日のくらしに役立つ、情報をお届けしています！

京都市消費生活総合センターでは、ホームページや広報誌などで様々な情報をお届けしています。

ホームページでは、買い物や交通事故といった、生活上でのトラブルの各種相談窓口の案内や、相談事例やアドバイス、悪質商法に関する注意喚起、イベントのお知らせなどを行っています。

また、フェイスブックやツイッターなどでも情報発信を行っていますので、ぜひご活用ください！

センターからの情報発信

- 消費生活総合センターホームページ <https://kyoto-soudan.jp/>
- 京都市情報館（京都市役所）ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/>
(トップページ⇒暮らしの情報⇒相談・消費生活⇒消費生活総合センター)
- フェイスブック <https://www.facebook.com/kyoto.soudan/>
- ツイッター https://twitter.com/kyoto_soudan
- 京(みやこ)・くらしの安心安全情報(偶数月に発行)
- 消費生活情報誌マイシティライフ
- 消費生活相談・情報メール便(ホームページから登録できます)
- FM845「ピッカピカラジオ」(毎週月曜日放送)

ホームページは
QRコードで
ご覧いただけます！

クーリング・オフマン

今号の
消費生活
情報誌
川柳

あなただけ その言葉には だまされぬ (南区在住の方の作品)

トラフィカ京カード
3000円分進呈!

- 応募資格 京都市内在住又は通勤・通学の方(中学生以下を除く。)
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 はがき又はA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送又はFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

回覧などにご
利用くださ
い。

コインパーキングの「料金表示」にご注意!

～確認せずに利用するとおもぬ高額料金になることも!～

相談事例①

「24時までの最大料金700円」と表示のあるコインパーキングに8時30分から20時30分まで駐車し、出庫時に4800円請求された。事業者にお問い合わせたらイベント開催時には最大料金の適用がなく、看板に張り紙をしていると言われたが表示が小さくわかりにくい。



相談事例②

「最大1800円」という料金表示があり、駐車をしたが10分300円で計算した高額な料金を請求された。特定番号が付いた駐車場所のみの適用だったが表示がわかりにくくて見落としてしまい、それ以外のところへ駐車してしまった。



相談事例③

1日最大400円のコインパーキングにバイクを駐車したが出庫時に駐車券を紛失していることに気が付いた。精算機の紛失ボタンを押したら1万円が表示され出庫できないので仕方なく支払った。

ポイント

○表示がわかりにくい、見づらい

イベント開催時、年末年始、行楽シーズン等は特別料金が設定され、看板表示の通常料金が適用されないことがあります。

○「1日最大〇〇円」などの「最大料金」の表示について、利用条件が理解しにくい。

これらの表記には多くの場合、「1回限り」「24時間以降は通常料金が加算されます」といった注意書きが併記されていることがあります。また、「1日最大〇〇円」などの「最大料金」の適用には特定のスペース、曜日や時間のみであるという表示が小さい文字で書いてあることがあります。

アドバイス

- 「1日最大〇〇円」等の大きな表示だけでなく、その他の条件も事前に確認しましょう。
- 不明な点があればコインパーキング事業者を確認しましょう。
- 駐車券の紛失に注意しましょう。
- トラブルになったときは消費生活総合センター(075-256-0800)に相談しましょう。

暮らしの
ちえぶくろ

エシカル消費で未来を変える

今、「エシカル消費」が注目されています。これは、人や社会、環境、地域に配慮したものを選んで消費すること。買い物をするとき、人や社会・環境にやさしいものをみんなが選んでいけば、企業はそれらの商品やサービスの提供を拡大します。

エシカル消費を実践し、持続可能なライフスタイルを身につけることが、SDGsの目標12「つくる責任つかう責任」の達成に向けた大きな一歩となります。一人ひとりが、考えて行動することで、世界の未来は変わるかもしれません。

人や社会に配慮した消費

- フェアトレード*商品を買う
- 障害のある方が生産する商品を買う

*フェアトレードとは、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」です。



人や環境に配慮した消費

- エコ商品やリサイクル商品などを買う
- 資源保護の認証がある商品を買う
- ゴミを減らす
- 自然エネルギーの利用



地域に配慮した消費

- 地元の農産物を買う
- 地元のお店や商店街で買い物をする
- 被災地で作られた商品を買う
- 伝統を大切に商品を買う



エシカル消費のイベントを開催します!! **参加無料**

買い物の先に広がる世界、探求舎^{たんきゅうしゃ}～企業とともに拓く、エシカル世代のための想像力と創造力～

- ・「もの」をめぐる世界の旅 ベイビーシアター（対象：3箇月～1歳半の赤ちゃんと保護者）
- ・発酵食堂カモシカの手前味噌ワークショップ（対象：小学1～3年生と保護者）
- ・望む未来をつくる買い物を発明する3時間（対象：中学生、高校生、大学生）

※参加者以外の方も、ベイビーシアター以外は、お気軽に見学いただけるのでぜひお越しください。

3/22(日) mumokuteki 3F ホール (中京区式部町261)

主催 京都市, 京都府 申込みは 京都いつでもコール

消費生活総合センターのご案内



クーリング・オフマン

相談無料

受付時間 平日 午前9時～午後5時

■消費生活相談

☎256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

- センターが休みの土曜、日曜、祝休日（年末年始を除く。）の緊急時には、消費生活 土・日・祝日 電話相談（TEL257-9002）を受け付けています（午前10時～午後4時、電話相談のみ）。
- ホームページ上から相談を受け付けるインターネット消費生活相談もご利用ください。

■多重債務相談

☎256-3160

さいむゼロ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による多重債務特別相談などをご案内します。

■交通事故相談

☎256-2140

面談による相談も受け付けています。

■京都市民法律相談（予約・問合せ）

京都弁護士会に委託し、弁護士による法律相談を市民の皆様に無料で実施しています。

弁護士による京都市民法律相談は、消費生活総合センターのほかに、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。

区役所・支所の予約受付時間は、希望される相談日の週の月曜日から相談日当日まで（午前8時半～午後5時）

場 所	電話番号	定員
消費生活総合センター	256-2007	月曜 12名 火・木曜 8名 金曜 14名 毎月第2・第4水曜夜間 18名
北 区役所	432-1208	12名
上京区役所	441-5040	6名
左京区役所	702-1029	12名
中京区役所	812-2426	6名
東山区役所	561-9114	6名
山科区役所	592-3088	12名
下京区役所	(予約専用) 754-8769 (問合せ先) 371-7170	6名
南 区役所	(予約専用) 632-8171 (問合せ先) 681-3417	12名
右京区役所	861-1264	12名
西京区役所	381-7197	12名
西京区役所洛西支所	332-9318	6名
伏見区役所	611-1144	12名
伏見区役所深草支所	642-3203	6名
伏見区役所醍醐支所	571-6135	6名

※各区役所・支所は地域力推進室まちづくり推進担当で実施

京都市文化市民局くらし安全推進部 消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角

アーバネックス御池ビル 西館4階

TEL 256-1110 FAX 256-0801

閉庁日

土・日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

発行/令和2年3月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
京都市印刷物 第314943号



センターのホームページは上記のQRコードからご覧ください。



再生紙・ベジタブルオイルインキを使用しています。